

長沼町空き家・空き地バンク制度要綱

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、長沼町内における空き家・空き地の情報を移住希望者等に提供することにより、本町への移住を促し、定住人口を増加させ、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存している現に居住、利用していない(近く居住、利用しなくなる予定のものを含む。)住宅、店舗等の建物及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 町内に存している現に利用していない(近く利用しなくなる予定のものを含む。)土地をいう。
- (3) 所有者 空き家・空き地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 本町への移住等を目的に、空き家・空き地の購入又は貸借を希望する者をいう。
- (5) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。
- (6) 空き家・空き地バンク 空き家・空き地の売買又は賃貸を希望する所有者から申込みを受け登録した情報を、利用希望者に対して提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家・空き地の取引を妨げるものではない。

(空き家・空き地の登録)

第 4 条 空き家・空き地バンクに登録をしようとする所有者は、空き家・空き地バンク登録申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

- (1) 空き家の場合は、当該空き家の配置図及び間取図。ただし、当該空き家の固定資産税評価に係る資料の閲覧について委任状を提出する場合は、これに代えることができる。
 - (2) 不動産業者へ委任している場合は、当該契約書の写し
 - (3) 同意書(別記様式第 2 号)
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査を実施のうえ、速やかにその内容を審査し、相当と認める場合は、空き家・空き地バンク登録決定通知書(別記様式第 3 号)を、不相当な場合は、空き家・空き地バンク不登録決定通知書(別記様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。
 - 3 町長は、前項の規定により登録を決定したときは、空き家・空き地バンク登録台帳(別記様式第 5 号)に登録するものとする。
 - 4 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家・空き地で、空き家・空き地バンクによることが相当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定により登録決定通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、空き家・空き地バンク登録変更届出書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(登録事項の取消し)

第6条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から空き家・空き地バンク登録取消届出書(別記様式第7号)の提出があったとき。
 - (2) 空き家・空き地に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき。この場合、登録者は当該契約書の写しを添付し、空き家・空き地バンク契約締結報告書(別記様式第8号)により町長に報告しなければならない。
 - (3) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (4) その他町長が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家・空き地バンク登録取消通知書(別記様式第9号)により登録者に通知するものとする。

(情報の提供)

第7条 町長は、必要に応じて、空き家・空き地バンク登録台帳に登録された情報を、利用希望者に提供するものとする。ただし、登録者が希望しない情報については、この限りでない。

- 2 情報の提供は、長沼町が管理するホームページ等で行うものとする。
- 3 情報の提供に伴って、登録者と利用希望者やその他第三者との間で何らかの問題が発生した場合は、当事者間で解決するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は、登録者と利用希望者による空き家・空き地の売買、賃貸借等の交渉及び契約については、一切これに関与しない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。